

「中央区基本計画2023」と次期中央区障害者計画策定における整合性の整理

「中央区基本計画2023」

◆計画の性格

- ◇ 「基本構想」を実現する長期総合計画として、区政運営の指針であるとともに、各個別分野計画の基本となるものです。
- ◇ 区と区民等とのパートナーシップに基づくまちづくりや、国や東京都をはじめ関係機関・団体が中央区に関わる事業を進める際の区の基本的な方向性を示すものです。

◆計画期間

- ◇ 計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度の10年間で、前期と後期が5カ年ずつとなっています。

◆障害者福祉分野の内容

【施策2-2】障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

◆施策の目標（要約）

- ◇ 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化による一人一人のニーズに応じた適切な支援
- ◇ 障害者の生活を地域全体で支える体制整備
- ◇ 障害に対する理解促進、障害者と地域の人々との交流機会の拡充

◆現状と課題（要約）

- ◇ 障害者(児)の増加とともに多様化するニーズへの対応
- ◇ 障害の特性に応じたサービスの充実
- ◇ 地域で安心して暮らし続けるための施策展開
- ◇ 障害児に対する一層の支援体制の確立
- ◇ 社会経済活動が休止した場合でも必要なサービスを提供できる体制の構築
- ◇ 障害者の自立と社会参加の一層の推進

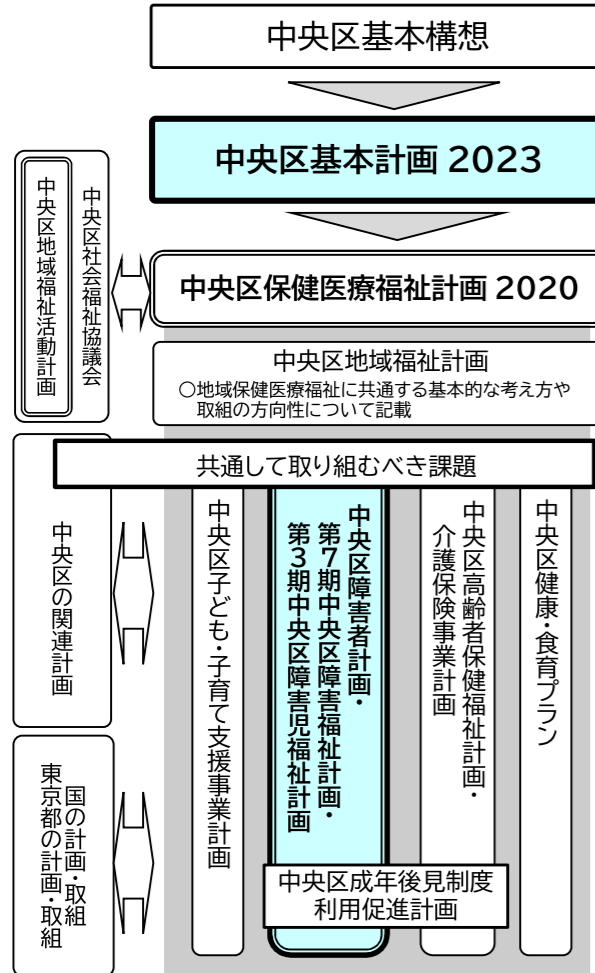
◆基本計画の障害者福祉分野における施策体系

施策	施策の柱	区の主な取組
障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	個のニーズに基づくサービスの提供	(1) 在宅サービス等の充実
		(2) 相談支援体制の充実
	地域生活を支える環境づくり	(3) 地域移行・地域定着支援の充実
		(4) 施設サービス等の充実
		(5) 就労支援の充実
		(6) 育ちを支えるサービス等の充実
		(7) 「中央区育ちのサポートシステム」の推進
		(8) 心のバリアフリーの推進

基本計画での目標や課題、主な取組等との整合性の確保

中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画

【計画の位置付け図】



【現行の中央区障害者計画の施策体系と「中央区基本計画2023」の主な取組の対応関係】

施策の方向性	施策	主な取組	基本計画2023 区の主な取組
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	相談支援の利用促進、基幹相談支援センターの機能の充実等	(2) 相談支援体制の充実
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	在宅サービス等の情報提供の充実等 障害者の通所事業の充実	(1) 在宅サービス等の充実 (4) 施設サービス等の充実
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	障害児通所支援の充実、重症心身障害児の支援等	(6) 育ちを支えるサービス等の充実
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	地域生活支援拠点の充実、精神障害者支援のための関係機関の連携等	(3) 地域移行・地域定着支援の充実
	施策5 サービスの質の確保・向上	サービス事業者の支援・指導の強化、サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援等	(1) 在宅サービス等の充実
2 個性豊かに輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	一般就労への移行の促進、就労定着支援の推進等	(5) 就労支援の充実
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	障害者の生涯学習活動の推進等	生涯学習分野
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立、発達障害に対する理解の促進等	(7) 「中央区育ちのサポートシステム」の推進
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止の推進等	(2) 相談支援体制の充実
	施策10 心のバリアフリーの推進	障害者差別解消の推進、障害と障害者の理解のための意識啓発等	(8) 心のバリアフリーの推進
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	災害時の支援体制の充実等	高齢者福祉分野